

平成 29 年度の税制改正提言

平成 28 年 7 月
公益社団法人リース事業協会

1. CFC 税制 (Controlled Foreign Company : 外国子会社合算税制) について

- ①トリガー税率の廃止は、典型的な租税回避地以外へ対象国を拡大することになるが、納税者の事務負担増大に比する効果は限定的と考えられる。原則的に簡素な手続きが適用される範囲を維持していただきたい。
- ②能動的な活動実態の有無に拘らず航空機リース事業を一律合算するルールは、撤廃すべきである。
- ③仮に取引アプローチを採用するとしても、実態のある事業を源泉とする所得は課税対象外とする等、租税回避意図のない海外事業に影響を及ぼさない措置を講ずるべきである。また申告作業の負担増とならないよう制度的配慮をお願いしたい。

2. 設備投資減税の延長等について

- 現下の厳しい経済環境の中、民間の設備投資を活性化させて GDP600 兆円を達成するためには、税制・補助金制度等の施策を総動員し、企業の規模を問わず、企業の設備投資を後押しする制度が必要である。
- リースは、①設備導入時に多額の資金が不要、②事務管理の省力化が図れる等のメリットを企業に対して提供しており、リースで設備投資をした際に、税制・補助金制度等の施策が講じられることにより、相乗的な効果が生じ、設備投資が活性化する。
- 設備投資減税の延長等に関して、以下のとおり提言する。
 - ① 生産性向上設備投資促進税制及び中小企業投資促進税制の延長等
 - 平成 29 年 3 月 31 日をもって適用期間が終了する両税制は、設備投資減税の基幹となる制度であり、延長及び措置内容を拡充することにより、設備投資をする企業にインセンティブを与え設備投資が活性化する。
 - ② 固定資産税特例措置の創設等
 - 中小企業等経営強化法により、中小企業者が対象設備を導入した場合に固定資産税の特例措置（リースで設備導入した場合を含む）が講じられた。
 - 大企業及び中堅企業（これらの子会社を含む）についても、リースで設備を導入した場合に、固定資産税の特例措置が適用できる制度を創設又は制度を拡充することにより、設備投資をする企業にインセンティブを与え設備投資が活性化する。なお、固定資産税の特例措置を創設する際には、実務上対応可能な制度設計とすることが望まれる。

以上